三労発基0522第１号

令和７年５月22日

関係団体　各位

三重労働局長

（公印省略）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

　時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

　平素から労働基準行政の推進について御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　標記について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和７年厚生労働省令第57号）が令和７年４月15日に公布され、同年６月１日から施行することとされたところです。（別添１参照）

　つきましては、令和７年５月20日付け基発0520第６号により、その改正の趣旨、内容等に関して厚生労働省労働基準局長から通達がありました（別添２参照）ので、職場における熱中症による労働災害が増加する中、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規則が設けられたことから、貴団体傘下事業者等への周知をお願い申し上げます。

　なお、本件概要を記載したリーフレットを併せて送付いたしますので御確認ください。